

地域福祉活動支援事業における助成制度の Q & A

1. 福祉委員活動助成金について

(1) 対象者について

Q1: 地域福祉推進組織とは、どのような組織ですか。

A1: 福祉委員が所属しており、地域福祉活動を行う組織をいいます。
※名称は、〇〇区福祉推進組織に限らず、「〇〇地区社協」「〇〇福祉委員会」「〇〇福祉の会」「〇〇区福祉部など」があります。
※「〇〇区」「〇〇連合区」という自治組織の名称で申請される場合は、その組織体制に福祉委員が位置づけられ福祉活動を行っていることが求められます。

Q2: 新たなコミュニティ組織での申請は可能ですか。

A2: 福祉委員が新たなコミュニティ組織の体制の中に位置づけられ、活動する場合は可能です。
※ただし、重複しての申請ができないため、単区での福祉活動それぞれでの申請はできなくなります。

(2) 対象事業について

Q3: 会議や研修だけの開催でも可能ですか。

A3: 福祉活動実施にむけた会議または研修であるため、地域に必要な福祉活動の実施と合わせて申請してください。

Q4: 他の団体と共催で実施する場合は、対象となりますか。

A4: 他団体との共催での実施は可能ですが、助成金の再助成とならないよう、実施にあたって会計は別で管理してください。

(3) 交付額について

Q5: 年度の途中に世帯数や福祉委員数に増減があった場合は基準額が変わりますか。

A5: 基準日以降の増減による変更は認められません。

Q6: 天候や感染症等で事業が実施できなかった場合は返戻が必要ですか。

A6: 1つも事業を実施できなかった場合は、助成金の返戻が必要です。
1つでも事業を実施している場合は、事前に社協へ確認し、助成金使途が適切であれば返戻の必要はありません。ただし、変更届の提出は必要です。

(4) 助成対象経費について

Q7: 税込3,300円の座椅子を4脚購入することはできますか。

A7: 可能です。1つの単価が税込 9,999 円以下であれば問題ありません。

Q8: 景品やプレゼント代などの購入にあたり、単価600円する商品を購入し、不足する100円ほどを参加費などで賄うことはできますか。

A8: 税込単価500円を超える商品は、助成金の対象にはなりません。
※景品やプレゼントは、集まった際の交流や訪問するきっかけとしての品物です。

(5) 会計について

Q9: レシートはコピーでもいいですか。

A9: 原則、原本を提出してください。
ただし、区会計での保管など理由が認められる場合は、コピーでも可能です。

Q10: 支払いの際、スタッフが個人のキャッシュレス決済で支払ってもいいですか。

A10: キャッシュレス決済の場合、ポイント加算分を差し引いての支出額となります。間違いやすくなるので、なるべく現金払をお願いします。

Q11: スタッフが事業に必要な準備物購入のため、移動したガソリン代は対象になりますか。

A11: 対象となりません。

2. ふれあい居場所づくり助成金について

(1) 対象団体について

Q12: 法人格はない企業でも、申請が可能ですか。

A12: 営利を目的とする団体であるため、企業としての申請はできません。

(2) 対象事業について

Q13: 定期的とは、どのくらいの頻度ですか。

A13: 孤立しない地域づくりのため、月1回程度の開催を求めますが、それ以下の回数でも申請はできます。
※定期開催にむけた試験的な取り組みとして、1回または2回といった回数でも申請可能です。

Q14: 体操教室は該当しますか。

A14: サークル活動とみなされますので、対象となりません。
※共同募金配分事業の「つづき・つながる活動支援助成」にお申込みください。

(3) 交付額について

Q15: 参加者数(担い手含)が年度途中で増減した場合、追加申請や返戻がありますか。

A15: 前年度までの取り組みを継続している場合は、追加申請や返戻はありません。
ただし、新規実施の事業については、基準額の算定数が見込みであるため、実績で清算します。
※年度途中の開催回数増による、追加交付もありません。

Q: 天候や感染症等で事業が実施できなかった場合は返戻が必要ですか。

A6: 助成金交付額に関するサロンの実施回数が減った場合は、返戻が必要です。ただし、延期して後日実施する場合は「実施回数が減った」扱いにはならないため、返戻の必要はありません。

(4) その他

Q16: コロナやインフルエンザ等感染症の流行により集まれず、訪問に切り替えても、1回に認められますか。

A16: 以前は特例として認められたケースがありますが、令和7年度からは1回の開催となりません。

(5) 助成対象経費及び会計については、「福祉委員活動助成」と同じ扱いです。